

「千葉県監査委員における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に 係る審査基準」の策定について

1 策定理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）の制定により、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度も含め、全国的な共通ルールが保護法に一元化された（令和5年4月1日施行）。

開示・不開示の決定のほか、訂正請求及び利用停止請求に係る決定は「行政手続法」（平成5年法律第88号）に規定する申請に対する処分に該当するものであることから、知事において先行して策定された「千葉県知事における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」を参照した上で、「千葉県監査委員における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）を定めた。

2 審査基準の概要

- （1）開示決定等の審査基準
- （2）保有個人情報該当性に関する判断基準
- （3）不開示情報該当性に関する判断基準
- （4）部分開示に関する判断基準
- （5）保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準
- （6）訂正決定等の審査基準
- （7）利用停止決定等の審査基準

3 施行日

令和8年3月3日